表二

一　中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～九　［略］
十　前各号に定めるもののほか、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却等に用いられるもの及び石油化学工業等における製品の製造過程において、専ら冷却等に用いられるもの

第二条　経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一 ［略］ 表二	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 表一 ［略］ 表二
一　中央方式エアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの	一　中央方式エアコンディショナー、ビル用マルチエアコンディショナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～三　［略］	二～三　［略］
（削る）	四　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
四　ビル用マルチエアコンディショナーであって、既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの	五　ビル用マルチエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
（削る）	イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
（削る）	ロ　冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの
（削る）	ハ　外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの
（削る）	ニ　水を熱源とする構造のもの
五～九　［略］	六～十　［略］

第三条　経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） **第三条**　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表二

一　室内ユニットが床置き形であるもののうち、設備用エアコンディショナー以外のもの
二～九　［略］
十　前各号に定めるもののほか、ちゅう房、粉じんが発生する場所等に設置するもの、エレベーターのかごの冷却、石油化学工業等における製品の製造過程における冷却等の用途に用いられるもので、特に当該用途のみに用いられるものとして製造されたもの